

1. 地域銀行の29年9月期決算発表について

- 地域銀行の平成29年9月期決算について、当期純利益は、対前年同期比増益であったものの、その内容をみると、
 - ・ 資金利益及び債券関係損益の減少を与信費用の減少及び株式売却益等の増加により下支えする構図、
 - ・ 資金利益について詳細にみても、貸出金利回りが、引き続き低下する中、貸出金ボリュームの拡大や有価証券利息配当金が増加するものの補い切れず微減、となっている。

- こうした中間決算の内容をみると、引き続き、金融レポートでも指摘しているような有価証券運用による収益への依存、貸出分野における量的拡大、与信費用の減少による当期純利益を確保する動きとなっている。こうした動きは短期的な視野に立った対応と考えられ、地域金融機関の本源的な企業価値の向上に繋がらないだけでなく、市場環境によっては財務の健全性の悪化や、顧客基盤の毀損にも繋がりがかねない。

- 地域金融機関の経営にあたっては、バランスシートの健全性に大きな問題が生じていない今のうちに、将来についての希望的観測に頼らず、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた具体的な施策を検討し、組織的・継続的に実践していく必要。

2. 機動的なポートフォリオ管理について

- 金融行政方針に掲げているとおり、地域金融機関に対するモニタリングにおいては、「持続可能なビジネスモデルの構築」等とともに「経済・市場環境の変化への対応」として、低金利環境の継続、金利上昇のいずれの場合でも健全性を維持できるよう、リスク管理の高度化等に向けた対話を継続することとしている。

- こうした中、(地域金融機関ではないが)海外貸出の拡大を続けている大手金融機関では、過去に資源価格の大幅な下落から資源関連を中

心とする海外与信において信用コストが増加した経験等を踏まえ、機動的なポートフォリオ管理の高度化が進んでいる。

- 具体的には、集中度の高い業種や個別企業を特定し、外部環境の変化等に応じて、タイムリーにヘッジ・売却を行うなどによりエクスポージャーの縮小を行うといった態勢整備（クレジット・ポートフォリオ・マネジメント／CPM）を進めている。
- こうした組織・機能は、どの金融機関にもあてはまる理想的な姿があるというよりも、各金融機関のガバナンスの実態に応じて高度化すべきことと考えられることから、当庁においても、グローバルな金融機関の動向を把握しつつ、各銀行の実態・課題を踏まえながら高度化に向けた対話を継続しているところ。
- 翻って、地域金融機関にも、業種別の与信集中度が高い等のポートフォリオ特性を有する先があるところ、そうした地域金融機関においても機動的なポートフォリオ管理は必要と考えている。
- 当庁においては、4年前から、個別の資産査定については原則として金融機関の判断を尊重することとしており、個別債権に対する評価を改めて検査しようとするものではない。しかしながら、金融機関においては、将来にわたる健全性を確保するため、ポートフォリオ全体の構成や与信集中度などのリスク特性を把握するとともに、環境変化に際して適切なリスク管理を行うことが重要である。当庁としては、そのような機動的なポートフォリオ管理ができる態勢となっているか、引き続き注視していきたい。
- 以上のリスク管理は金融機関経営の根幹をなすものと考えている。予期せぬ経済・市場の変化に対しても、健全性が維持できるリスク管理態勢が構築されているか、直接、頭取と対話を進めていきたい。

3. 東日本大震災復興緊急保証に係る運用の見直し

- 11月22日付で、中小企業庁において、東日本大震災復興緊急保証^(※)に係る運用の見直しが行われた。

(※) 平成 23 年 5 月 23 日実施。東日本大震災による著しい被害によって、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の 100%を保証する制度。

○ 同保証の利用対象者は、

① 地震・津波等により直接被害を受け、罹災証明書を有する中小企業者

又は、

② 震災の影響により、最近 3 ヶ月の売上高等が被災前の同期と比較して 10%以上減少していることについて、市区町村の認定を受けた中小企業者

となっていた。

しかしながら、直接被害を受けたわけではないため、罹災証明書を持たない（間接）被災企業者は、東日本大震災事業者再生支援機構の支援により、業況が回復した場合、どちらの要件も満たさないことから同保証を利用できなかった。

今般、中小企業庁による運用見直しにより、東日本大震災事業者再生支援機構が発行する支援証明書が、罹災証明書と同様に取扱われることとなったため、機構に支援を受けた事業者であれば、業況が回復したとしても、同保証の利用が可能とされた。

○ 被災事業者の支援に取り組む金融機関におかれては、東日本大震災の被災地における復興加速化の観点から、こうした制度の活用も含め、引き続き、積極的な被災事業者の支援をお願いします。

4. 地域経済活性化支援機構の短期トレーニー制度の利用について

○ 本事務年度の行政方針において、地域経済活性化支援機構（REVIC）及びその子会社である日本人材機構において、今後、金融仲介の更なる改善に向けた取組みに意欲のある地域金融機関に対する企業支援機能を強化するため、人材・ノウハウ支援にも重点的に取り組む旨、明記している。

- 具体的には、日本人材機構においては、取組みに意欲のある地域金融機関と密接に連携・協働し、地域企業に対する経営課題の整理、解決策の検討・実行・フォローアップといった一貫した伴走型支援に取り組むことで、地域経済の発展に努めるとともに、地域金融機関へのノウハウ移転を積極的に行っていくこととしている。

- また、地域経済活性化支援機構（REVIC）においては、平成27年4月より、地域金融機関の職員を、6か月程度の期間、REVICの業務に従事しながら、事業再生・地域活性化に関するノウハウの吸収・蓄積を目的として短期トレーニー生を受入れを行っている。

- これまで、90名強のトレーニー生を受入れ、主に事業性評価及び問題解決策の検討等を中心とした業務に従事し、出向元への帰任後は、事業性評価に関わる部門で活躍していると聞いている。

- REVICとしても申込みのあった金融機関の希望に沿うよう可能な限り柔軟に対応しているところであり、関心のある金融機関におかれては活用してほしい。

（以上）